

## 令和元年度 第8回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和元年11月8日(金) 午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員
9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員
12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員
15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員
18番 山本淑恵 委員		

### 農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (1人)

19番 吉村年明 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

議案第49号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第50号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第51号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

## (1) 開 会

事務局長 只今より、令和元年度第8回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局長 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は11番 鐵本委員、12番 筏津委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は、吉村委員から欠席届が出ております。

## (4) 連絡・報告事項

事務局 令和元年度第8回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

## (5) 議 事

議 長 それでは、(5)、本日の議事について説明いたします。事務局。

事務局 本日の議事についてご説明させていただきます。

まず、議案資料をご覧頂きたいと思っております。最初に議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請についてということで、2ページのとおり3件、合計5筆の所有権移転の申請が出ております。すべて贈与によるものでございます。いずれも許可要件を満たしているものと考えております。

続いて議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、資料の4ページでございます。2件の申請が出ておりまして、番号1につきましては親子の使用貸借による植林の申請でございます。30アールを超えております案件ですので、常設審議委員会の意見聴取を受ける案件となっております。備考欄で農地区分第2種農地としておりますが、括弧で除外後としておりまして現在、農業振興地域からの除外手続中のものがございます。番号2の方につきましては、〇〇でお祖父さんとお孫さんの贈与による住宅の建設でございます。許可根拠は集落接続でございます。いずれも許可要件を満たしているものと考えております。

続いて、議案第47号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については6ページでございます。4件の申請が出ておりまして、いずれも20年以上非農地状態が認められるものがございます。

議案第48号 農用地利用集積計画の決定については9ページから18ページまでの通り29件の申請が出ております。また19ページ、20ページの通り2件の所有権移転が出ております。

続いて議案第49号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については26ページでございます。26ページの通り1件の申請が出ております。

議案第50号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については28ページの通りでございます。4件すべて編入の協議が出ております。

最後に議案第51号 農用地利用配分計画については、62ページの通り3件の協議がございました。以上でございます。

#### 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、2番 徳田委員。

2番 2番 徳田です。ちょっとお伺いしたいんですけど、贈与で受けられる方の土地の面積を見ますと、1町3反、6反、4反ということで、これで経営がやれるかというところでもない。だったらこの土地はどういう風になるのかなど。結局あっせん対象になったりするんでしょうかと、そのことが知りたいです。

事務局 番号1番の〇〇さんから〇〇さんへの贈与の件は、〇〇さんが一人世帯で、耕作できないので、隣接している〇〇さんに贈与をお願いしたいということです。2番は親子間の贈与で問題ないかと思えます。3番は、所有者が〇〇市の方で、耕作が出来ないので、地元の〇〇におられる〇〇さんをお願いするということです。経営面積は少ないですけどもそういうようなことでございます。

議長 よろしいですか。その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、ただ今の農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 賛成多数ということでございますので、承認とさせていただきます。

#### 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。この件につきましては、本日午前10時30分から、当番委員であります原田委員、影山委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で

現地の調査に行っておりますので、代表して影山委員より報告をお願いします。

影山推進委員 先ほどありましたように、本日午前中6名で現地調査をいたしましたところ、この2件につきまして問題ないという結論でございましたので、報告させていただきます。

議 長 報告の通り、現地調査の結果問題なしということでした。それでは議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということですので、承認とさせていただきます。

議案第47号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第47号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。この件につきましても、先ほど説明致しました通り同様に6名で現地の調査に行っておりますので、影山委員より報告をお願いいたします。

影山推進委員 非農地の申請4件、いずれも備考に記載された通りでございまして問題なしという具合に判断致しました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。すべての件について問題なしということですので、皆さんの方で何か、はい2番、徳田委員。

2番 これは登記が田んぼになつとると思うんですが、この後、法務局に宅地、雑種地として登記されるのでしょうか。

事務局 非農地証明につきましては、登記地目変更のために証明書を取られるものですので、通知文の中にも速やかに変更して頂くようにということで記載しております。

議 長 よろしいですか。その他ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら皆様の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第48号 農用地利用集積計画の決定について報告をお願い致します。

事務局 9ページ、利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計が135,404㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては9ページから18ページ記載の通りでございます。所有権移転関係は19ページ、所有権の移転を受ける者は〇〇〇の〇〇〇〇、移転する者は〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する土地につきましては、〇〇〇の2筆4,955㎡でございます。以下記載の通りでございます。対価は130万円でございます。10アールあたりですと262,361円でございます。

続きまして20ページでございます。所有権の移転を受ける者〇〇の〇〇〇〇、移転する者は〇〇の〇〇〇〇で、移転する土地につきましては〇〇の1筆4,983㎡で以下記載の通りでございます。対価は75万円10アールあたりですと15万511円でございます。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては21ページから23ページに記載の通りでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては24ページ記載の通りでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それではただ今の件につきまして何かございませんか。はい、2番 徳田委員。

2番 利用権設定の申請は主に個人が出してこられるものですか、団体がしますか。遊休農地がこれだけ増えていくなかで、遊休農地を管理する責務が農業委員会にもあり、個人に任せるのは難しいのではないかと。地域を守ることを考えたら、地域でそれぞれ連携を取りながら申請することはどうだろうかということで質問させて頂きました。

議 長 〇〇〇は農事組合を通じてやっている場合が多いということですが、これは個人でお互いが話し合ってお互いに出されるので、組合に言う必要もないし、問題ないと考えております。いいですか、その他ありませんか。はい、鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。〇〇〇地区の協定料金について、およそいいですから、教えてください。

事務局 5,000円です。

11番 はい。

議 長 他にございませんか。ないようでしたら、只今の案件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

(採決)

議 長 はい、それでは全員賛成ということで承認と致します。

議案第49号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして、25ページ議案第49号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について、お諮り致します

本件につきましても現地調査に行っておりましたので、代表して影山委員より報告をお願いします。

影山推進委員 報告させていただきます。遊休農地の解消につきまして、草っていうかコズボ、それからセイタカアワダチソウ等たくさんの種類の草が生え、背の高い1メートル以上の草が蔓延っておりまして、これをきれいにするためには、3回以上の耕耘の1番の項目に該当するというので、3万円が相当と判断致しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。只今、報告がございました通り現地に行き参りましたら、相当な草やセイタカアワダチソウ等が背の丈以上に伸びておりまして、これをまあ3万円でもほんとは大変だけどもあとと言いながら上限3万円しかないから3万円を。納得するにはええじゃないかということで報告がございました。この件につきまして皆さんご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。

(採決)

議 長 ありがとうございます、承認と致します。

議案第50号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして、議案第50号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明お願い致します。

事務局 それでは議案第50号について、ご説明申し上げます。冒頭にも申し上げましたが4件ございまして、すべて農用地への編入の協議でございます。まず29ページから説明させていただきます。協議番号 倉吉4で、編入後の計画用途及び編入の理由につきましては多面的の交付金及び中山間の交付金の対象農用地として営農したいというものでございます。協議地の概要につきましては2番

のところで、〇〇〇の〇〇6筆すべて田です。合計10,764㎡でございます。利用計画の概要につきましては、営農されるのは〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。関係機関との調整状況等は30ページ5番、6番、それから市町村長の意見につきましては31ページに記載の通りでございます。以下資料が続いております。

続いて36ページ、協議番号 倉吉5でございます。こちら編入の理由につきましては中山間の交付金の対象としたいということでございまして、協議地は〇〇〇及び〇〇〇の田9筆、合計9,749㎡でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが運営されるものでございます。関係機関との調整状況は37ページ、市町村長の考え方は38ページで、以降に資料を付けております。

続いて44ページ、協議番号 倉吉6でございます。こちら多面的の対象地としたいということでございまして、〇の4筆合計2,264㎡でございます。営農される方は〇の〇〇〇〇さんでございます。関係機関との調整状況は45ページ、市町村長の考え方は46ページ、以下資料でございます。

最後に53ページ、協議番号 倉吉7でございます。こちら多面的及び中山間の交付金の対象農地としたいということでございまして、〇〇〇の田2筆で2,431㎡、〇〇〇〇さんからの申請でございます。同じように54ページに関係機関との調整状況、55ページに市町村長の考え方以下資料が続いております。

最初の28ページに戻っていただきまして、すべて農用地への編入としましては、右の農地区分の欄に、現在の編入前の農地区分が書いてあります。倉吉4につきましては集団性がありまして、農業公共投資がありますので第1種農地。倉吉5につきましては公共投資の対象農地ですので、第1種農地。倉吉6につきましては、公共投資や土地改良がありませんので第2種農地。倉吉7につきましては集団性と公共投資の第1種農地となっております。いずれも編入見込みはあり、編入にあたって問題はないと考えるものでございます。以上でございます。

議 長                   ただ今議案第50号に関する説明がございました。皆さんに議案に対する質疑を求めます。はい、徳田委員。

2 番                   農地転用の場合は3,000㎡以上は県に申請ですが、この件は同じように県に申請ですか。農業委員会で承認しますか。

事務局               3,000㎡以上の意見聴取につきましては、転用に係るものでございます。この農業振興地域の変更協議につきましては、あくまでも市長から農業委員会に意見を求められているというものでございますので、意見を返すというだけです。

2 番                   はい、わかりました。

議 長                   それではただ今の件につきまして、説明がありました通り農業振興地域に編





作をされるということです。ここの土地につきましては地震の時に家が全壊致しまして、現在は更地にして野菜等を作っておられるということでございます。以上でございます。

議 長 続きまして、(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 4 ページでございます。あっせん申し出のあった農地及びあっせん委員の選任でございますが、相談者は〇〇〇〇さん〇〇の方で、土地は〇〇〇の2筆でございます。売買もしくは賃貸借のあっせん希望です。あっせん委員の選任についてよろしくお願ひします。

議 長 本人は〇〇の方で、土地は〇〇〇です。あっせん委員はどうでしょうか。では田倉推進委員、塚根推進委員お願ひします。  
続きましてあっせん活動の報告につきまして。

1 番 1 番 谷本です。〇〇〇さんから相談がございました売買の件でございますけれども、小谷義則推進委員と一緒にですね本人さんにお会い致しまして話をさせて頂いたところでございます。高齢になっておられまして売買の相談もしましたけど、とりあえずは何年作られるか分からんけど現状のままで管理をしたいと、こういうことで申し入れがありましたので報告をさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして編集委員会の報告、林委員長。

7 番 はい、7 番 林です。皆さんのお手元に A4 の1 枚物があると思いますのでそれを使ってご報告したいと思ひます。先月の農業委員会の後、第1 回の編集委員会を開催致しました。右側が1 ページ目になります。次ページに来年の令和2 年3 月1 日から3 月3 1 日までの間に次期の農業委員と農地利用最適化推進委員の募集がありますので、ここを考慮しまして、1 ページには女性農業委員の活躍を載せたいという風に思っております。イチゴの収穫体験の写真があったと思ひますけど、あれを大々的に載せ、それから女性農業委員の活動を表紙に持ってきてたい。そして裏側の方に先ほどの募集の要項等を載せたいと思っております。下の方のマスは遊休農地の農地パトロールの状況を入れていきたいと思っておりますし、右側には令和元年の県外視察・県内視察こういうものを入れていきたいと思ひます。余った所には皆さんの方で何かありましたら編集委員の方、事務局の方に申し出て頂きたいと思ひます。最終ページは例年の通りでございます。来月、1 2 月の農業委員会の後に第2 回の編集委員会を開きまして、中身を細かく詰めていきたいと思ひます。その後、皆さんの方にまた出来たものをお配りしてご意見を頂きたいという風に思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして県外視察研修について。

事務局

県外視察についてでございます。7時30分に出発を致します。初日はまず、小松町という所で昼食をとり、その後、東温町でジェイウイングファームでの視察を13時30分から行います。1時間半から2時間程度ということで聞いております。その後、松山市に17時前くらいに到着して、宿泊を予定しております。翌日は8時半にホテルを出まして、松山市内のイセキドリームギャラリー松山製作所で見学を行い、その後今治の方に行きまして、さいさいきて屋という直売所を見学いたします。帰りが19時30分の予定でございます。研修レポートの方も帰られてからお願いしたいと思います。県外視察研修については以上です。

続きまして、その他ですが、県外視察研修の来年度の提案について、何名か頂いておりますけれどもまだ出しておられない方は提出をお願い致します。最後のページに2枚付けておりますが、農地法違反の疑いで逮捕者が出たりとかです、こういった記事が報道されておりますので綱紀保持について、ご理解頂きたいと思っております。

国有地財産売払公示書をつけております。以前に、この場でご紹介させていただいたことがあるんですけども、差し押さえから広域連合の公売にかかっていた農地でございます。今度は広域連合からの公売ではなく、国が国有財産の売払という形で入札を実施されることになりました。入札につきましては、令和2年1月31日、上古川につきましては10時から、志津につきましては午後の1時半からということで、本庁舎4階で開催されます。要項につきましては、事務局にも置いておりますので、ご連絡を頂ければ対応させていただきます。それから、もう一つチラシをいれております。もし、ご入り用でしたら事務局の方にある程度部数がありますので、言っていただければ準備したいと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それではですね、ここに新聞のコピーが載っておりますけど、マコモダケ刈り日本海新聞11月2日、残念ながら農業委員の女性3人の美人さんは載ってませんけれど、また、後々に全国農業新聞の方にも出ると思います。

もう1枚の全国農業新聞見て頂きますと“私たちの農ハウ”ということで、灘手のここにおられます筏津委員と美田委員が頑張っていて、なだて明るいノーソンというのを地元で作っておられます。農業会議の方に取材してもらえんかといいましたら、10月に取材に来てくれまして、この様な記事を書いて頂きました。これに関して、灘手地区の買い物難民を支えるスーパーを地域活動の拠点にしたいということで、美田委員の方から皆さんにお話があるということで皆さんご静聴しばらくお願いしたいと思います。

8番

山協会長の方から全国農業新聞に声を掛けて頂きまして、いい記事を書いて貰って本当にありがとうございます。この7月から我々が本格的な形で経営を始めて、自分たちも今朝も7時から入ってくる商品を点検して並べたりっていうような形の仕事を、夕方の4時から私と筏津さんが交代交代で7時まで閉めるまでの仕事をさせてもらっています。この写真にあるように、昔の灘手

のJAの支所の事務所だった場所を店舗にしています。

テントで隠れておりますけど、テントの後ろの方に生活センターがあったんですけど、それが物置みたいな状態になっております。最近ちょっと片付けておりますけれども、それを整備したいと思います。日曜日は店舗が休業しますので、そのところをみんなが集まれる場所にしたいなということで、このクラウドファンディングというのを計画しました。11月1日がスタートです。自分達が資金がないものだから、なんとか皆さんに協力願えればと思って。県の中部総合事務所からこういう制度がある、やってみたらんかと。集落支援員さんが自分達ではなかなかできんようなパソコンとかいろいろ駆使して、こういう風ないろんな計画を立ててくれてます。皆さんもご協力頂けるよう、他の人にも紹介できるところがありましたらよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。美田さんから切実なお願いがございました。どうか皆さんもご協力をして頂けたらいいなあと思います。

その他にありませんか。ないようでしたら、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時45分 閉会 —